

第1回 静岡市感染症対策協議会

日 時：令和6年12月9日（月）

19時15分～

城東保健福祉エリア 保健福祉複合棟3階 第1・2研修室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

（1）静岡市感染症予防計画について

- ・静岡市感染症対策協議会の進め方
- ・県と市の予防計画について
- ・静岡市感染症予防計画の骨子（基本方針）
- ・静岡市感染症予防計画における主な取組
- ・新型コロナウイルス感染症に関するアンケート調査結果（予防計画関連）について
- ・新興感染症への対応
- ・特に総合的に予防対策を推進すべき感染症対策

（2）その他

4 閉会

配布資料

- ・次第
- ・委員名簿
- ・席次表
- ・資料1：静岡市感染症予防計画について
- ・資料2：VENUS Study 概要
- ・資料3：静岡市感染症予防計画
- ・資料4：新型コロナウイルス感染症に関するアンケート調査結果（最終報告：抜粋）

令和 6 年度第 1 回 静岡市感染症対策協議会
日程 令和 6 年 1 2 月 9 日（月）19:15～20:45
場所 城東保健福祉エリア複合棟 3 階 第1・2研修室

静岡市感染症予防計画について

1. 静岡市感染症対策協議会の進め方
(予防計画策定の経緯・協議会の今後の進め方・今後のスケジュール)
2. 県と市の予防計画について
(予防計画策定のための基本指針・予防計画の構成・体制確保に係る数値目標)
3. 静岡市感染症予防計画の骨子（基本方針）
4. 静岡市感染症予防計画における主な取組
5. 新型コロナウイルス感染症に関するアンケート調査結果（予防計画関連）について
6. 新興感染症への対応
7. 特に総合的に予防対策を推進すべき感染症対策

1. 静岡市感染症対策協議会の進め方

(予防計画策定の経緯)

- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新たな感染症の発生に備えるため、令和4年12月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。)が改正され、保健所設置市は都道府県の計画を踏まえ、感染症の予防のための施策の実施に関する計画(以下、「予防計画」)を策定することとされた。
- 予防計画は、保健・医療提供体制の充実、感染症に係る医療を提供する体制の確保などを目的としており、本市では、令和5年度に静岡市感染症対策協議会(以下、「協議会」という。)において4回の審議を経て、令和6年3月に「静岡市感染症予防計画」を策定し、令和6年4月から各取組を実施している。

(協議会の今後の進め方)

- 本協議会は、附属機関設置条例において、「感染症法第10条第1項の予防計画の策定及び変更並びにその実施の推進について調査審議する。」としている。
- 今後、静岡市感染症予防計画(計画期間:令和6～11年度)を推進し、感染症予防のための施策を実施するための体制整備や人材育成等の取組を進めるため、本協議会において、施策の取組計画や進捗状況等を調査審議していただきたい。
- 本協議会は、毎年度2回開催とし、第1回(6月頃)は各年度における各取組の事業計画等、第2回(2月～3月頃)は、各取組の進捗状況等を確認いただき、協議会からの意見等を踏まえ、事業計画や取組内容に反映させていく。

(今後のスケジュール)

日 程		内 容	開催場所
令和6年度	12月9日(月) 19:15～20:45	静岡市感染症対策協議会の進め方 静岡市感染症予防計画における主な取組 など	静岡市保健所複合棟3階 第1・2研修室
	3月中旬頃 (予定)	(仮)感染症対策について (厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部) 令和6年度静岡市感染症予防計画の進捗状況について	静岡市保健所複合棟3階 第1・2研修室
令和7年度 以降	6月頃(予定)	静岡市感染症予防計画の事業計画について	静岡市保健所
	2～3月頃(予定)	静岡市感染症予防計画の進捗状況について	静岡市保健所

2. 県と市の予防計画について

(予防計画策定のための基本指針)

- 感染症予防計画の策定にあたっては、感染症法第9条第1項において国が基本指針を定めることとされている。
また、同法第10条第1項において、基本指針に即して都道府県が予防計画を策定し、同条第14項において保健所設置市等は、都道府県が定める予防計画に即して予防計画を定めることとされている。

(予防計画の構成)

予防計画の構成	市	県	内容（概要）
基本指針	○	○	<u>(共通) 感染症の発生及ばまん延防止に備えた事前対応型行政の構築、</u> 市（県）民個人に置ける感染症の <u>予防及び治療に重点を置いた対策、</u> <u>健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応、</u> 関係機関との連携体制の強化、 人権の尊重
発生前及び発生後の対策	○	○	<u>(共通) 感染症情報の収集、積極的疫学調査の実施、</u> 防疫措置、 外出自粛対象者の療養生活の環境整備 (市) 予防接種の推進及びモニタリングの検討 <u>(県) 宿泊施設の確保</u>
感染症にかかる医療提供体制及び 感染症患者の移送体制の確保	○	○	<u>(共通) 医療機関ごとの役割、感染症患者の移送、</u> <u>体制確保に係る数値目標</u> ※詳細は次頁 <u>(県) 医療体制の整備</u>
国・県・他県等及び関係機関との 連携協力の推進	○	○	(共通) 国、検疫所等との連携協力及び地方公共団体との連携体制 (市) ふじのくに感染症管理センターとの連携
調査研究の推進及び人材の育成	○	○	<u>(共通) 調査研究の推進、検査能力の強化、人材育成</u>
感染症に関する知識の普及啓発と 情報提供	○	○	<u>(共通) 正しい知識の普及啓発、</u> 人権の尊重 <u>(市) 適切な情報提供、</u> 個人情報の保護
特に総合的に予防対策を推進すべ き感染症対策	○	○	(共通) 特定感染症予防指針に基づく個別の対策計画等を有する感染 症について
その他の施策	○	○	(共通) 水害等の災害発生時の体制整備、管内居住外国人への対応

2. 県と市の予防計画について

(体制確保に係る数値目標)

数値目標を設定する事項	数値目標	市	県
医療提供体制	①病床数 ②発熱外来機関数 ③自宅・宿泊施設・高齢者施設における療養者等に医療を提供する機関数 (病院・診療数、薬局数、訪問看護事業所数) ④後方支援を行う医療機関数 ⑤他の医療機関に派遣可能な医療人材数(医師数、看護師数)	—	○
物資の確保	⑥个人防护具を十分に備蓄している協定締結医療機関の数	—	○
検査体制	⑦検査の実施能力、地方衛生研究所等における検査機器の数	○	○
宿泊療養体制	⑧宿泊施設の確保居室数	—	○
人材の養成及び資質の向上	⑨医療機関や都道府県等職員に対する年1回以上の研修及び訓練の回数	○	○
保健所の体制整備	⑩流行開始から1か月間において想定される業務量に対する人員確保数 即応可能なIHEAT要員の確保数(IHEAT研修受講者数)	○	○

3. 静岡市感染症予防計画の骨子（基本方針）

基本方針	内 容
感染症の発生及びまん延に備えた事前対応型行政の構築	➤ 事前対応型行政の推進 感染症の発生状況や動向を把握するための感染症発生動向調査体制の整備、県・市予防計画、国の特定感染症予防指針に基づく取組を通じ、<u>普段から感染症の発生及びまん延を防止</u>
市民個人における感染症の予防及び治療に重点を置いた対策	➤ 社会全体の予防の推進 <u>感染症の発生状況・動向・原因の情報収集を行うとともに、分析及び結果、感染症の予防・治療に必要な情報を市民へ積極的に公表</u> - 市民個人の予防、感染症患者に対する<u>良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療</u>
健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応	➤ 健康危機管理体制の構築 <u>感染症発生動向調査体制の確立に向けた行政機関内の関係部門における連携</u> <u>国、県、市医師会等の医療関係団体等と適切に連携し、迅速かつ的確に対応できる体制を整備</u>
関係機関との連携体制の強化	➤ 関係機関と連携した感染症対策の推進 <u>関係機関で構成される県連携協議会等を通じ、市予防計画の策定や進捗の確認、感染症の発生及びまん延を防止するため必要な対策を協議</u> <u>市感染症対策協議会において、市予防計画の推進について協議するとともに、数値目標の達成情報の共有、取組状況報告により市予防計画を推進</u> - 複数の都道府県等、<u>広域的な感染症のまん延のおそれがある場合、市と県の相互協力により感染症対策を実施</u>
人権の尊重	➤ 感染症に関する人権尊重と正しい知識の普及 <u>患者等の個人の意思や人権を尊重し、良質かつ適切な医療を受けられ、早期に社会に復帰できる環境を整備</u> - 感染症に関する個人情報の保護には十分留意するとともに、<u>感染症に対する差別、偏見防止・解消のため</u>、報道機関と協力し、あらゆる機会を通じ、<u>正しい知識を普及</u>

4. 静岡市感染症予防計画における主な取組

項目	取組内容	令和6年度の状況（R6.10.31時点）
情報の収集・分析・発信	➤ 情報収集 - 感染症発生動向調査による一元的かつ迅速な情報収集 - 感染症発生届出、高齢者施設等からの集団感染発生報告等による状況把握 ➤ 疫学調査 - 病原体の回収・検査・分析及び分析結果の報告・提供 ➤ 情報発信 - 市ホームページ、動画、チラシ、報道機関等による情報発信 📱 今週の感染症予報 	➤ 情報収集 各医療機関の医師、学校、社会福祉施設等から感染症発生状況を速やかに収集し、必要に応じ疫学調査を実施 ① 発生届受理の状況 155件（結核51件、3・4類感染症13件、5類感染症91件） ② 感染症発生動向調査（患者定点医療機関数） インフルエンザ/COVID-19：25定点、小児科（手足口病等）：16定点、基幹（マイコプラズマ肺炎等）：2定点など ③ インフルエンザ学級閉鎖の状況 7件：小学校5件、中学校1件、高等学校1件 ④ 感染症媒介蚊モニタリング（デングウイルス等）：6月から10月に駿府城公園で月1回実施 ➤ 疫学調査 感染症発生（疑い含む）の情報を受け、必要に応じて調査及び市環境保健研究所等において病原体の検査・分析を実施するとともに、検査結果を国や検体提供医療機関に報告 ① 積極的疫学調査の状況：感染症法第15条第1項に基づく患者調査を実施 腸管出血性大腸菌感染症3件、A型肝炎1件、E型肝炎1件、デング熱1件、レジオネラ症7件 ② 社会福祉施設等集団発生状況：嘔吐下痢2件 ③ 病原体定点医療機関からの病原体回収及び検査状況：月1回収（39検体） ④ 発生届等に基づく病原体の検査及び国への報告：115件 ⑤ 新型コロナウイルスゲノム解析：189件 ➤ 情報発信 感染症に関する発生状況を市ホームページや報道機関等を通じて、速やかに、分かりやすく発信 ① （新規）動画による感染症発生状況の発信 現在市内で流行している感染症の状況、流行地域、感染症予防対策等を8月から毎週発信 ② 報道機関を通じた情報発信 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの発生状況を報道機関を通じ広く周知（7/17コロナ注意報、7/31コロナ警報、10/31インフル流行期） ③ 市ホームページによる感染症発生状況等の発信：感染症発生動向調査結果を毎週発信 ④ 高齢者施設への周知啓発：入所者への結核検診受診勧奨及び結核の早期発見及び早期治療に関する注意喚起

4. 静岡市感染症予防計画における主な取組

項目	取組内容	令和6年度の状況（R6.10.31時点）
市保健所等の体制整備・人材育成	➤ 市体制整備 ・ 新興感染症の流行初期における保健所の人員確保（54人） ・ 感染症の検査能力・検査機器の確保（84件/日、検査機器数3台） ➤ 人材育成 ・ 感染症対応に関する保健所職員への研修の実施（1回以上/年） ・ 県等と連携したIHEAT研修の実施（12人/年）	市保健所の体制やIHEAT要員による保健所支援体制を整備するとともに、保健所職員等の感染症対応力の向上を図る IHEATとは：令和4年12月の感染症法改正に伴い、新型インフルエンザ等発生時等に保健所業務を補完するため潜在保健師等を派遣する仕組み ➤ 保健所の体制整備 ① IHEAT研修の実施及びIHEAT要員の確保 ・ <u>IHEAT要員のスキル向上のため、積極的疫学調査、個人防護服着脱等の研修を県と共催で実施</u>（10/10：県藤枝総合庁舎、静岡市登録者1名参加） ・ 外部の専門職（保健師等）を活用したIHEAT要員確保：登録人数12人 ② 感染症検査体制の確保：感染症検査能力84件/日（市環境保健研究所） ➤ 保健所職員等の人材育成 ① 感染症スクリーニング体制の確保 ・ 新興感染症の発生可能性調査体制の確保（発生時に検査機関による調査） ・ 新興感染症発生時の検査実施訓練（9/19：市環境保健研究所職員10名参加） ② 保健所職員向け感染症対策研修 ・ 感染症発生時の患者対応訓練（10/10：県藤枝総合庁舎等、職員6名参加） ・ 標準予防策及び積極的疫学調査等についての講義（令和7年2月頃実施予定：流行初期に業務にあたる職員対象54名） ③ 関係機関との合同カンファレンス： ・ 市内病院、医師会、外来感染対策向上加算取得医療機関、市保健所が参加し、訓練及び感染症対策の情報共有、意見交換：保健所他課を含む職員（7/3, 9/5, 12/4, 3/6（予定）、Web等） ④ その他感染症対策研修 ・ 希少感染症診断技術研修会：職員2名参加予定（12月実施予定、Web） ・ 感染症危機管理研修会：職員延べ12名参加予定（今年度3回実施予定、Web） ・ 結核研修、エイズ研修、動物由来感染症研修、感染症及び食中毒処理合同研修会等

4. 静岡市感染症予防計画における主な取組

項目	取組内容	令和6年度の状況（R6.10.31時点）
予防接種施策の推進	➤ 予防接種業務の推進 ・ 予防接種の推進に係る関係機関等との連携・協力 ・ ワクチン接種の有効性・安全性、ワクチンに関する正しい知識の普及に向けた情報発信 ➤ ワクチン等の有効性等に関するモニタリングの実施 ・ 九州大学と連携した予防接種施策の推進	各種予防接種を推進し、感染症予防及びまん延防止を図るとともに、教育機関と連携を図り、感染症施策を推進していく ➤ 予防接種業務の推進 ① HPVワクチン接種の推進 <接種状況> （定期接種） ・ 接種率（％）＝定期接種対象者の接種者数/定期接種対象者人口 <u>R6上半期（4～9月）：1回目13.3%、2回目5.3%、3回目1.2%</u> <u>R5上半期（4～9月）：1回目11.5%、2回目3.7%、3回目2.3%</u> ・ （参考）国基準接種率（％）＝定期対象者の接種者数/中1女子人口 <u>R6上半期（4～9月）：1回目66.0%、2回目26.4%、3回目6.2%</u> <u>R5上半期（4～9月）：1回目57.3%、2回目18.4%、3回目11.5%</u> （キャッチアップ） ・ 接種率（％）＝キャッチアップ対象者の接種者数/キャッチアップ対象者人口 <u>R6上半期（4～9月）：1回目16.9%、2回目4.2%、3回目2.2%</u> <u>R5上半期（4～9月）：1回目3.7%、2回目2.7%、3回目2.3%</u> <周知啓発> （定期接種） ・ <u>（新規）市立小・中・高等学校等の接種対象者及び保護者に対し、子宮頸がんによる健康被害状況、ワクチンの安全性・有効性を正しく理解していただくため、案内チラシやリーフレットで周知</u> ・ 接種勧奨通知の個別送付： 小学6年生～中学3年生9,029人、高校1年生相当2,038人 （キャッチアップ） ・ 対象者に接種勧奨はがきの個別送付：26,439人 （定期接種・キャッチアップ） ・ <u>（新規）市内教育機関及び医療機関と提携した啓発動画の作成及び公開</u>

4. 静岡市感染症予防計画における主な取組

項目	取組内容	令和6年度の状況（R6.10.31時点）
予防接種施策の推進		②新型コロナウイルスワクチン接種の推進 <接種状況（65歳以上）> ・特例臨時接種99,945人（令和5年秋接種分） ・定期接種6,118人（10月接種分） <周知啓発> ・動画・市ホームページ、チラシ、組回覧、ラジオによる周知啓発 ③（新規）带状疱疹ワクチン接種の推進 <带状疱疹ワクチン接種費用助成事業> ・実施時期 令和6年10月1日から ・助成対象 不活化ワクチンを接種する50歳以上の市民 ・助成上限額 接種1回あたり10,000円 ・助成回数 1人あたり生涯2回まで <接種・申請状況> ・接種者数 1,241人（10月接種者数） ・申込状況 7,408人（11月29日時点） <周知啓発> ・市長定例記者会見による周知 ・チラシ配布：組回覧、市公共施設100か所 ・広報誌掲載（広報しずおか8月号） ・市ホームページやSNSを通じた情報発信 ➤ <u>ワクチン等の有効性等に関するモニタリングの実施</u> ①（新規）九州大学と連携した予防接種施策の推進 日本人でのワクチン接種における有効性と安全性に関するエビデンスの創出 ・コロナワクチン接種状況等に関する情報提供（4月） ・分析結果の説明会（8月） ・分析結果のフィードバック（年度末実施予定）

4. 静岡市感染症予防計画における主な取組

項目	取組内容	令和6年度の状況（R6.10.31時点）
関係機関等との連携	➤ 感染症に係る医療提供体制の確保 - 市医師会、感染症指定医療機関、結核指定医療機関、一般医療機関等と連携した医療提供体制の確保及び情報共有 - 民間業者、消防機関等と連携した移送体制の確保 ➤ 国・県等との連携協力 - 感染症の発生状況等に関する情報収集および国等への報告 - 感染症対策に関する国、県への総合調整の要請	➤ <u>関係機関と連携した感染症対策の推進</u> ①市医師会との協力・連携業務（意見交換会） - 市と医師会における連携・協力体制を一層強化する意見交換会を開催（7/8：静岡医師会、7/25：清水医師会） ②県内流行感染症の情報提供 - 薬剤耐性大腸菌発生事例を市内医療機関へ情報提供（10/22） ③県と連携した感染症事前対応訓練の実施 - 積極的疫学調査、個人防護服着脱等の研修を県と共催で実施（再掲）（10/10：県藤枝総合庁舎、職員6名参加） ④静岡県感染症対策連携協議会への参加 - 新型インフルエンザ等対策行動計画や感染症対応訓練について協議（7/31, 12/11（予定）：保健所他課を含む職員） ⑤関係機関との合同カンファレンス： - 市内病院、医師会、外来感染対策向上加算取得医療機関、市保健所が参加し、訓練及び感染症対策の情報共有、意見交換（再掲）（7/3, 9/5, 12/4, 3/6（予定）、Web等：保健所他課を含む職員） ⑥3類感染症以上発生時における県への報告状況 3類：3件、4類：1件（デング熱）、5類：2件（エイズ） ⑦市内医療機関感染管理担当者との連携 - 疑い例発生時等における病原体検査：115件（市環境保健研究所）（再掲） ⑧感染症情報の速やかな情報共有：国からの感染症関連情報を医師会を通じ市内医療機関へ情報提供 ⑨県主催各種感染症対策委員会における県内の感染症に関する情報共有 - 肝疾患医療対策委員会 - ウイルス性肝炎等の患者に対する医療の提供について協議 - エイズ対策推進委員会 - エイズ医療体制についての協議、HIV感染者等発生動向の情報共有

5. 新型コロナウイルス感染症に関するアンケート調査結果（予防計画関連）について

区分	主な意見	考え方・今後の対応
行政からの情報発信	受診可能な医療機関や感染予防・対策に関する情報が欲しい（市民）	・受診可能な医療機関を発熱等受診相談センター等で案内していたが、<u>感染者数の増加に伴い医療体制がひっ迫し、速やかに受診できなかった方もいた</u>と考えている。また、感染予防、対策をホームページや動画配信、メディア等を通じ発信していたが、<u>刻々と状況が変化中、適時適切な情報を十分発信できなかった</u>と考えている。 ➢ <u>医療機関との連携体制を更に充実させ、医療提供体制を確保</u>するとともに、<u>速やかな情報収集・発信体制を構築し、情報発信力を強化</u>していく。
	感染者数やクラスター発生情報に関する情報が欲しい（一方、不安を煽ることから反対の意見もあった）（市民）	・感染者数等を市ホームページやメディアを通じ発信していたが、<u>感染症に対する差別や偏見を考慮し、情報発信していたため、内容が不十分と感じた方もいた</u>と考えている。 ➢ <u>必要以上の情報を発信することで、不安を煽ることも考えられるため、公表内容を十分検討した上で、積極的に情報発信</u>していく。
	テレビ・ラジオや新聞・折込チラシ（高年齢の意見）、ホームページ等（50代以下の意見）を活用した情報発信をして欲しい（市民）	・様々な広報媒体を活用し情報発信していたが、<u>世代ごとに情報収集の方法が異なるため、生活スタイルなどを考慮</u>した情報発信が効果的と考えている。 ➢ 幅広い年代の方が情報収集できるよう、今後も様々な広報媒体を通じた情報発信に取り組んでいく。<u>特に、高齢者の方に対しては、情報を分かりやすく伝えられるよう、動画を活用</u>するなど、情報提供体制を充実させていく。
	今後、新興感染症が発生した場合にウイルスに関する正確な情報や患者、濃厚接触者の取り扱いに対する情報が欲しい（病院・診療所・施設）	・国からの感染症関連情報を随時提供するほか、市医師会等を通じ患者向け対応チラシ等を配布していたが、流行初期は特にウイルスに関する情報が乏しく、また、患者の対応方法の変更点が速やかに正確な情報共有できなかったと考えている。 ➢ 今後も感染症に関する情報収集に努めるとともに、<u>情報共有・伝達体制を充実させることで、速やかな情報提供</u>に取り組んでいく。
体制整備	患者対応や患者対応の変更点の情報が不足しており、かつ、情報発信が迅速でなかった（病院・診療所・施設）	
	緊急を要する患者の場合の入院調整は、保健所を介さず、診療所または救急隊から直接病院に連絡、搬送することが望ましい（病院・施設）	・病院への入院は中等症2以上を基準とし、<u>保健所で入院調整していたため、救急車の救急搬送困難事案の発生状況が少ない</u>状況であった。一方、<u>保健所調整体制がひっ迫し、迅速な入院調整が困難になることも考えられる</u>。 ➢ 感染症法の規定で中等症2以上は保健所が入院調整するとされているため、<u>規定に基づく対応を基本</u>としつつも、<u>緊急事態発生時の入院調整方法を関係機関と検討</u>していく。

6. 新興感染症への対応

フェーズ	主な対応
発生前	➤ 感染症発生動向調査の着実な実施 ・ 国からの確実な情報収集及び関係機関との情報共有 ・ 市医師会等を通じた、発生届提出の徹底及び病原体の提出についての協力依頼 ・ 発生動向調査による情報収集および分析結果の積極的な情報発信 ➤ 行動計画の見直し ・ 市関係課と連携し、予防計画と整合した新型インフルエンザ等対応行動計画の見直し ➤ 関係機関との連携 ・ 社会福祉施設や学校等、集団生活を営む施設に対する、<u>感染症の発生、まん延防止対策の周知啓発</u> ➤ 予防接種施策の推進 ・ 医師会等と連携した<u>予防接種及び対象疾患に関する正しい知識の普及</u> ➤ 保健所体制の確保 ・ <u>IHEAT研修の実施及びIHEAT要員の確保</u> ・ <u>保健所職員向け感染症対策研修の実施</u>
流行初期 (発生 1 週間 ～ 3 か月)	➤ 情報収集・把握及び発信、体制の確保 ・ <u>国からの診断、治療に係る方針について医療機関等へ周知</u> ・ <u>積極的な情報発信による発生予防及びまん延防止</u> ・ <u>市医師会及び医療機関等との情報共有</u> ・ 感染症に関する相談センター等の設置 ・ <u>感染防止防護具等必要物資の確保</u> ➤ 積極的疫学調査の実施 ・ 積極的疫学調査の確実な実施 ・ 最新の知見情報の市環境保健研究所等との共有と検査体制の構築及び検査の実施 ➤ 健康診断、就業制限及び入院勧告等の実施 ・ 健康診断の受診勧告、対象者の就業制限及び入院勧告等を通じたまん延防止
流行初期以降 (発生 3 か月 以降)	➤ 新興感染症に関する情報発信、普及啓発 ・ <u>新興感染症に関する正しい知識の普及啓発</u> ➤ 積極的疫学調査の実施 ➤ 臨時予防接実施 ➤ 外出自粛対象者の療養生活支援 ・ <u>保健所による健康観察の実施、市内関係機関や民間事業者を活用した健康観察体制の構築</u> ・ <u>県と連携した宿泊施設確保及び食料配送手配</u>

7. 特に総合的に予防対策を推進すべき感染症対策

項目	取組内容	令和6年度の状況（R6.10.31時点）
結核対策	➤ 結核予防の推進及びまん延防止 ・ 住民検診、DOTS支援等による結核のまん延防止及び早期発見 ➤ 多剤耐性結核への対策 ・ 多剤耐性結核患者確認時の県及び医療機関との情報共有	➤ 結核予防の推進及びまん延防止 ①DOTS（直接服薬確認療法）による、多剤耐性結核の発生防止及び治療完遂に向けた服薬支援 90人（継続率100%） ②結核患者接触者検診実施状況：対象者242人（うち検診実施済み149人） 通所系施設利用者に高感染性結核発症者が多いが、大半の方が定期的なレントゲン検査を受けていなかった。 ・ 大規模接触者検診実施状況 令和6年度に、市内2施設において大規模な接触者検診を実施 施設A：利用者1名が高感染性の結核を発症、95名に接触者健診を実施し、複数人への感染を確認した。 施設B：利用者1名が高感染性の結核を発症、92名に接触者健診を実施（未受診3名、再検査1名）し、複数人への感染を確認した。（結核集団感染発生事例） ⇒1施設では定期的な胸部レントゲン検診を受けていなかった。また、2事例とも結核の発症に気づかずに多数の人と接触していた。 ⇒特に、集団生活を営む施設等においては、感染症がまん延しやすく、注意が必要である。 ⇒施設利用者の健康管理及びまん延防止の観点から、施設管理者に対し、利用者に定期的な健康診断及びその後の精密検査の適切な受診勧奨を実施するよう呼びかけていく。 ③住民検診実施状況（R6.9.30時点） ・ 巡回車（延べ373回）及び診療所（12か所）においてレントゲン検診を実施 ・ 受検者数20,849人（65歳以上） ④BCGワクチンの接種状況 ＜接種率＞R6（4～10月）：92.4%（1,984人）、R5（4～10月）：91.1%（2,199人） ⑤周知啓発（年に一度の検診及び有症状時の医療機関受診を勧奨） ・ 高齢者施設：施設入所者に定期的な健診の必要性を説明するとともに、定期的な検診の必要性を報道機関へ情報提供（9/27） ・ 居宅介護支援事業所：高齢者の結核発生状況の周知、結核検診受診勧奨 ・ 外国人学校：外国人結核患者の現状、定期健康診断の必要性、検査結果・受診確認の必要性を周知

7. 特に総合的に予防対策を推進すべき感染症対策

項目	取組内容	令和6年度の状況（R6.10.31時点）
HIV/ エイズ 対策	➤ 早期発見と相談・指導体制の充実 ・ 無料、匿名検査の実施による早期発見及び早期治療 ・ 相談対応職員の資質向上 ➤ 正しい知識の普及啓発 ・ 偏見や差別のない社会づくり	➤ 早期発見及び相談・指導体制の充実 ① 匿名検査の実施状況：延べ160人、うち陽性者0人（毎月1回、保健所） ② 外部機関実施の研修会への参加状況：1名参加（計2回） 公益財団法人エイズ予防財団主催HIVエイズ件数基礎研修会等 ③ 各医療機関の連携・協力によるエイズ対策 ・ エイズは<u>早期発見・治療により、他者への感染リスクをほぼゼロにできる病気</u>である。 ・ エイズ中核病院だけでなく、<u>一般医療機関でも継続的な治療は可能</u>である。 → 市内医療機関において、エイズ対策に関する<u>正しい情報を共有</u>するとともに、<u>連携・協力によりエイズ対策を推進</u> ➤ 正しい知識の普及啓発 - エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図る ① 青少年への性教育講座 ・ 静岡少年鑑別所：原則毎月1回、計5人 ・ 市政出前講座：72人（日本語学校） ② 世界エイズデー（12月1日）にあわせた大学構内での啓発物の配布 ・ パンフレット：静岡県立大学等市内大学4か所 ・ 啓発物：静岡県立大学等市内大学3か所 ・ エイズ予防啓発トイレトペーパー（学生によるデザイン）の配置： 静岡県立大学等市内大学・専門学校10か所、各区役所・静岡市保健所 ・ 世界エイズデーポスター掲示：市内全小中高等学校

7. 特に総合的に予防対策を推進すべき感染症対策

項目	取組内容	令和6年度の状況（R6.10.31時点）
麻しん・風しん対策	➤ 予防の推進 - 教育関係部局と連携した積極的な予防接種の推進 - 妊娠希望女性等への風しん抗体検査及び予防接種の実施 ➤ 患者発生時の感染拡大防止 - 積極的疫学調査及び市民や医療機関と連携した感染拡大防止	➤ 予防の推進 乳幼児や妊娠希望女性等への予防接種を推進することで、麻しん・風しんの発生及びまん延防止を図る ①先天性風しん症候群（CRS）予防のための風しん抗体検査実施状況：306人 対象：妊娠希望女性とそのパートナー及び妊婦の同居家族 ②CRS予防のための風しん予防接種実施状況：397人 対象：H26.4.1以降の抗体検査の結果抗体価不十分な方 ③予防接種状況（1期：1歳～2歳未満、2期：小学校就学前の1年間） ＜接種率＞ R6年度上半期接種率：1期46.8%、2期45.3% R5年度接種率：1期95.3%、2期90.3% ＜接種勧奨＞ ・個別勧奨通知による接種勧奨（1・2期：出生後、2期：小学校就学前） ・就学時健診における未接種者確認 ➤ 患者発生時の感染拡大防止 ①医療機関と連携した疑い症例の検査 疑い患者の検体採取及び市環境保健研究所での検査：36検体（12例） ②感染拡大防止策等についての情報発信 市ホームページにより麻しん・風しんの症状、感染力、感染拡大防止策等を情報発信
ウイルス性肝炎対策	➤ 予防の推進 - 検査による早期発見・早期治療 - 正しい知識の普及啓発による感染予防 ➤ 早期治療の勧奨 - 検査陽性者の早期受診勧奨 - 県と連携した、専門医による診療提供体制の構築	➤ 予防の推進 定期予防接種の推進や正しい知識の普及啓発により、新たな感染者の発生防止を図る ①正しい知識の普及啓発活動の実施状況：世界肝炎デー（7月28日）にあわせ、県と連携して啓発物品を配布する等、肝炎に対する正しい知識の普及啓発を実施 ②肝炎検査の実施状況：2,338人（肝炎ウイルス未検査者対象） ③B型肝炎ワクチンの接種状況（1回目） ＜接種率＞R6（4～10月）：95.7%（2,055人）、R5（4～10月）：92.3%（2,161人） ➤ 早期治療の勧奨 ①検査陽性者に対する受診勧奨実施状況：16人 ②肝疾患かかりつけ医や地域肝疾患診療連携拠点病院の公表（県）

九州大学が実施しているLIFE Studyが母体となり、自治体から直接収集した医療レセプトデータ等と予防接種台帳やHER-SYSをリンケージし、個人情報情報を削除し、研究解析用データセットに加工したデータベースを開発します。さらに、このデータベースを用いて、ワクチンの有効性と安全性に関するエビデンスを創出します。

